

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 6年 6月 17日

東京都知事 殿

提出者

住 所 神奈川県川崎市麻生区万福寺1-1-1

氏 名 三井住建道路(株)開発環境事業部

理事 開発環境事業部長 中道純二

電話番号 044-322-8300

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和5年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事 業 場 の 名 称	八王子市を除く都内管轄工事
事 業 場 の 所 在 地	八王子市を除く都内管轄区域内
事 業 の 種 類	E06 総合工事業
特別管理産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

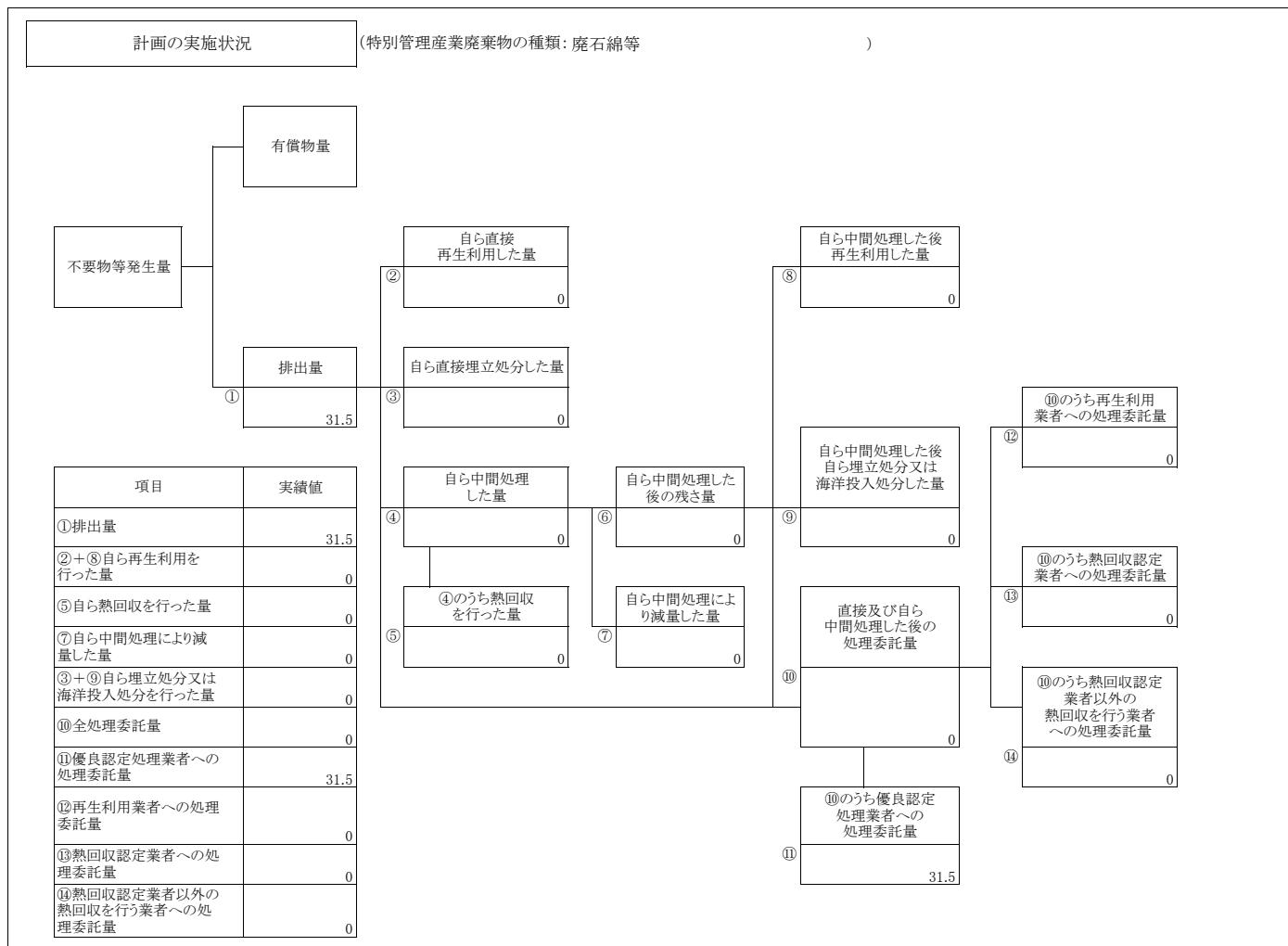
項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	200t	全 处 理 委 託 量	200t
自 ら 再 生 利 用 を 行 う 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 量	t	優 良 認 定 处 理 業 者 へ の 处 理 委 託 量	t
自 ら 热 回 収 を 行 う 特 別 管 理 产 業 廃 棄 物 の 量	t	再 生 利 用 業 者 へ の 处 理 委 託 量	t
自 ら 中 間 处 理 に よ り 減 量 す る 特 別 管 理 产 業 廃 棄 物 の 量	t	認 定 热 回 収 業 者 へ の 处 理 委 託 量	t
自 ら 埋 立 处 分 す る 行 う 特 別 管 理 产 業 廃 棄 物 の 量	t	認 定 热 回 収 業 者 以 外 の 处 理 委 託 量	t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特 別 管 理 产 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々 年 度	128.2t
	前 年 度	260.8t

(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)

※事務処理欄



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理について、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。